

# 文教警察企業常任委員会資料 (補正分)



令和6年3月1日  
企 業 局

# I 令和6年2月県議会定例会提出議案

## < 予算議案 >

○ 議案第73号

令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）・・・・・・・・・・3ページ

○ 議案第74号

令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）・・・・・・・・・・6ページ

## < 特別議案 >

○ 議案第76号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・7ページ

## 議案第73号

# 令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）

企業局総務課・施設保全課

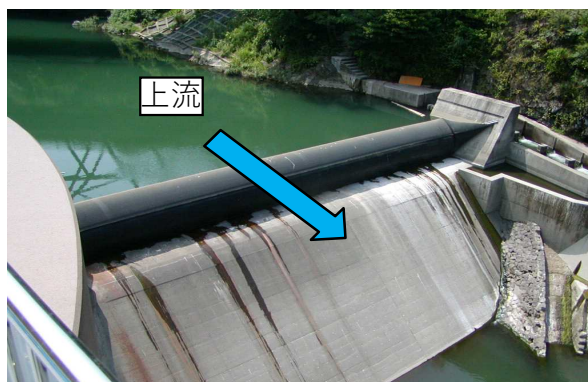
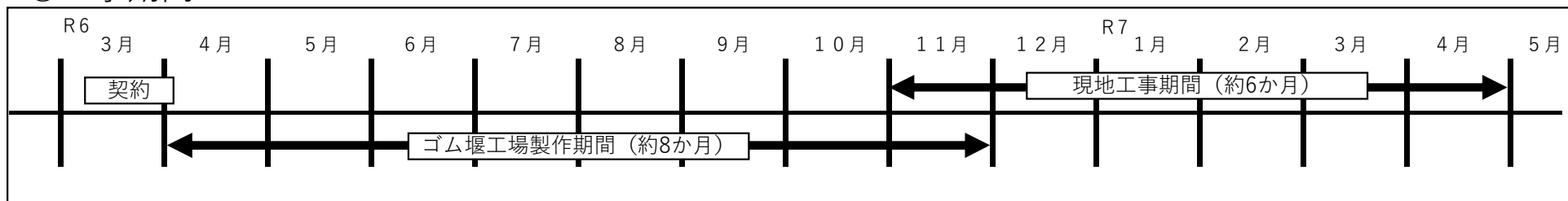
### 1 補正の理由

令和5年台風第6号により猿瀬発電所（高原町）のゴム堰が破損したことから、その除却処理に伴う特別損失等を計上するとともに、復旧工事に係る継続費を追加するもの。

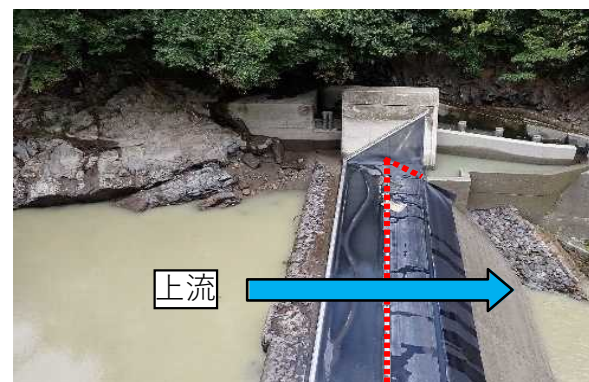
### 2 猿瀬発電所ゴム堰復旧工事の概要

ゴム堰からの変更も視野に復旧方法の検討を行った結果、工事期間や採算性等を考慮し、従前よりも厚いゴム材を用いた強度の高い袋体への全面取替による復旧を行うこととした。

#### ○工事期間



被災前  
(ゴム堰を膨らませている状態)



被災後  
(赤い破線の位置で破断し、めくれた状態)

### 3 補正額

【収益的収入及び支出】

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
<b>事業収益 A</b>	<b>5,046,110</b>	<b>25,248</b>	<b>5,071,358</b>	
営業収益	4,717,865	0	4,717,865	
附帯事業収益	83,235	0	83,235	
財務収益	179,710	0	179,710	
営業外収益	65,300	25,248	90,548	
長期前受金戻入	34,000	25,248	59,248	補助金残額の収益化による増
特別利益	0	0	0	
<b>事業費 B</b>	<b>7,228,765</b>	<b>93,022</b>	<b>7,321,787</b>	
営業費用	6,703,110	-2,199	6,700,911	
減価償却費	1,146,811	-2,199	1,144,612	減価償却対象物の除却による減
附帯事業費用	73,349	0	73,349	
財務費用	8,799	0	8,799	
営業外費用	349,574	0	349,574	
特別損失	43,933	95,221	139,154	
災害による損失	0	95,221	95,221	被災した固定資産の除却損
予備費	50,000	0	50,000	
<b>収支残 C (A - B)</b>	<b>-2,182,655</b>	<b>-67,774</b>	<b>-2,250,429</b>	

## 4 継続費の追加

ア 営業費用  
総額及び年割額 (単位：千円)

事業名 年度	猿瀬発電所 ゴム堰復旧工事
令和5年度	0
令和6年度	24,800
令和7年度	0
計	24,800

イ 建設改良費  
総額及び年割額 (単位：千円)

事業名 年度	猿瀬発電所 ゴム堰復旧工事
令和5年度	0
令和6年度	151,200
令和7年度	177,000
計	328,200

議案第74号

令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）

企業局総務課

1 補正の理由

令和5年台風第6号に伴う一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害等により、ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定されることから、指定管理者から納付される施設利用料を減額するとともに、指定管理者が支出した修繕費用のうち、指定管理者との協定に基づき企業局が負担すべき費用を特別損失に計上するもの。

2 補正額

【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
<b>事業収益 A</b>	<b>24,991</b>	<b>- 8,883</b>	<b>16,108</b>	
営業収益	23,248	- 8,883	14,365	
施設利用料	23,119	- 8,883	14,236	指定管理者からの納付金の減
営業外収益	1,743	0	1,743	
特別利益	0	0	0	
<b>事業費 B</b>	<b>24,470</b>	<b>1,768</b>	<b>26,238</b>	
営業費用	22,107	0	22,107	
営業外費用	1,563	- 1,065	498	
消費税等	1,478	- 1,065	413	税務署への納付税額の減
特別損失	0	2,833	2,833	
その他特別損失	0	2,833	2,833	冠水被害に伴う費用負担の増
予備費	800	0	800	
<b>収支残 C (A - B)</b>	<b>521</b>	<b>- 10,651</b>	<b>- 10,130</b>	

## 議案第76号

# 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

企業局総務課・工務管理課

### 1 改正の理由

渡川発電所の最大出力の増加等に伴うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 渡川発電所の最大出力の変更（第3条第2項）

渡川発電所大規模改良事業の完了に伴い、最大出力を12,000キロワットから12,344キロワットに改める。

#### (2) その他所要の改正（第10条）

地方自治法等の一部改正を踏まえ、第10条で引用している「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に改める。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

